

秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例

【適用要件】

- 1) 新規立地の場合
 - ・投下資本額が3億円以上であること(土地を賃借する場合は1億5,000万円以上)
 - ・2026年3月31日までに操業すること
 - ・対象地域は東名秦野テクノパーク、または工業専用地域
- 2) 施設再整備の場合
 - ・投下資本額が3億円以上であること(中小企業は1億5,000万円以上)
 - ・2026年3月31日までに施設再整備に係る施設を操業すること
 - ・対象地域は東名秦野テクノパーク、工業専用地域および工業地域
- 3) 業種
 - ・東名秦野テクノパークは研究開発型の産業施設または情報通信関連産業
 - ・工業専用地域および工業地域は製造業または情報通信業

1. 固定資産税・都市計画税の4年間課税免除

【支援内容】

事業を開始した年の翌年度以降4年度分の固定資産税(土地・家屋・償却資産)・都市計画税を課税免除

【その他の要件】

- ・課税免除については1企業1回限り
- ・土地を借りて事業を開始する場合でも家屋及び償却資産については課税免除の対象

2. 雇用促進奨励金交付

【適用要件】

新規に秦野市に住所を有する者を10人以上(中小企業にあっては5人以上)雇用(雇用の始期が操業を開始する日の前後6ヶ月以内に限り)し、かつ1年以上継続して雇用

【支援内容】

- ・1人に付き30万円を交付
- ・1企業1回限り、600万円を限度

工場立地法による緑地面積率等の緩和(秦野市特定工場に係る緑地面積率等の基準を定める条例)

秦野市では、下記の地域について工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑地面積率等の基準を緩和しています。

【対象地域】

工業専用地域、工業地域、準工業地域

【支援内容】

工業専用地域	緑地面積率	5%以上
	環境施設面積率	10%以上
工業地域	緑地面積率	10%以上
	環境施設面積率	15%以上
準工業地域	緑地面積率	15%以上
	環境施設面積率	20%以上

問合せ

秦野市環境産業部産業振興課 (0463)82-9646

秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例

【対象地域】

近隣商業地域、商業地域及び立地推進指定地域

【対象業種】

製造業(商品企画及び研究開発に限る)、情報・通信業、運輸業、郵便業(倉庫業を除く)、卸売業、小売業、金融業、保険業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業(国際観光ホテル整備法第6条第1項第1号イからハまでに掲げる基準を満たすホテルに限る)、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療(一般病院又は分娩を扱う有床診療所に限る)等

【支援内容】

1 固定資産税及び都市計画税の課税免除又は企業立地等奨励金の交付

- ① 課税免除の期間
 - 事業を開始した年の翌年度以後4年度分
- ② 企業立地等奨励金の対象
 - 固定資産税等が法律により非課税となる事業所
 - ※投下資本額の5%(上限1億円)を交付

2 雇用促進等奨励金の交付

秦野市に住所を有する者を新規に雇用し、かつ1年以上継続して雇用
 ※一人につき30万円を交付(600万円を上限)

【適用要件】

- ① 施設用途が駅周辺のにぎわいづくり及び持続的な都市の発展につながるものであること
- ② 投下資本額が3億円以上(土地の取得がない場合は1億5,000万円以上)
- ③ 事業用施設の敷地面積が1,000m²以上であること
- ④ 建築物の容積率が上限の3/5以上で地階を除く階数が3階以上であること
- ⑤ 2027年12月31日までに事業を開始すること

問合せ

秦野市環境産業部はだの魅力づくり推進課 (0463)82-9036